

5 履行期間の算定

履行期間の算定は、次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下を切上げるものとする。また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切捨て)まで算出するものとする。

$$\text{履行期間} = \frac{\text{必要内業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{必要外業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{その他}}{\text{(W1)} \quad \quad \quad \text{(W2)}}$$

(1) 必要内外業日数(Wi)の算出

必要内外業日数の算出は、次式による技術者別の作業日数の合計値を比較し、最大となる日数を標準とする。

$$W_i = \sum (\text{各区分ごとの単位当たり技術者別内(外)業所要日数} \times \text{補正率} \times \text{対象数量})$$

(2) 不稼働係数

不稼働係数は、積算基準書(参考資料)第1編総則 第2章積算基準 第1節 積算基準 1-2履行期間の算定(1)の内業の不稼働係数によるものとする。

(3) その他

イ 必要内外業期間内に下記の期間が含まれる場合は、その日数を加算するものとする。

年末年始 … 12/29～1/3 6日間

夏期休暇 … 8/14～8/16 3日間

ロ その他業務履行上必要な日数については、別途加算するものとする。

6 設計変更の積算

業務の設計変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業務価格} \quad \quad \quad \text{(落札率を乗じた額)} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$$

$$\text{変更業務委託料} = \frac{\text{業務価格}}{\text{(落札率を乗じた額)}} \times (1 + \text{消費税等税率})$$

注 1 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。

注 2 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。

7 設計等における数値の扱い

(1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税等税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。

(2) 端数処理等の方法

イ 単価(単価表および内訳書の各構成要素の単価)

単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。

ロ 金額

各構成要素の金額(設計数量×単価)は、1円単位(1円未満切捨て)とする。

ハ 歩掛

歩掛を補正する際の端数は、小数第2位(小数第3位以下切捨て)とする。

ニ 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ホ 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ヘ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数($\alpha / (1 - \alpha)$ など)の端数は、パーセント表示の小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。

ト 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として1,000円単位とする。1,000円単位での調整は一般管理費等で行う。

なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数整理(1,000円単位で切捨て)するものとする。